

令和5年第1回阿武町議会定例会 会議録

第 3 号

令和5年3月17日(金曜日)

開会 14時00分 ~ 散会 16時09分

議事日程

開会 令和4年3月17日(金) 14時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町個人情報保護に関する法律施行条例

日程第3 議案第2号 阿武町情報公開・個人情報保護審査会条例

日程第4 議案第3号 阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例

日程第5 議案第4号 阿武町一般職職員等の旅費に関する条例

日程第6 議案第5号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 阿武町お試しサテライトオフィスの設置及び管理に
関する条例

日程第8 議案第7号 阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

日程第9 議案第8号 阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条
例

日程第10 議案第9号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第10号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 阿武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第16 議案第15号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第17 発議第1号 阿武町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第18 議案第17号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第6回)
- 日程第19 議案第18号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)
- 日程第20 議案第19号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第4回)
- 日程第21 議案第20号 令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第22 議案第21号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)
- 日程第23 議案第22号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第24 議案第23号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予

算(第3回)

- 日程第25 議案第24号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第26 議案第25号 令和5年度阿武町一般会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 令和5年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 令和5年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- 1番 米津高明
- 2番 上村萌那
- 3番 白松靖之
- 4番 西村容子
- 5番 松田穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原旭

8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫

教育長 能野祐司

まちづくり推進課長 藤村憲司

健康福祉課長 矢次信夫

戸籍税務課長 水津繁斉

農林水産課長 野原淳

土木建築課長 高橋仁志

教育委員会事務局長 藤田康志

会計管理者 近藤進

福賀支所長 佐村秀典

宇田郷支所長 小野裕史

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 14時00分**開会の宣告**

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。こんにちは。ご着席ください。

○議長 議員の皆様には、令和5年第1回阿武町議会定例会最終日の出席、ご苦勞様です。本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、市原 旭君、1番、米津高明君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第17 発議第1号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第17、発議第1号までの16件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案15件、及び発議1件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(松田 穰) あらためまして、こんにちは。

それでは、3月15日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案31件及び発議1件のうち、議案第1号から議案第15号及び発議第1号の16件について、審議の内容と結果をご報告いたします。

議案第1号、阿武町個人情報情報の保護に関する法律施行条例、議案第2号、阿

武町情報公開個人情報保護審査会条例については、関連性もあり一括にて審議に入りました。

これは、令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、令和5年4月1日より新保護法の適用を受けることに伴い新たに制定するもので、この度の条例制定の必要性について、詳細の説明がほしいとの質疑があり、執行部より資料と詳しい説明がありました。その後、両議案に対しては、反対するという意見があったため、それぞれ可決すべきかどうか挙手にてお諮りしたところ、議案第1号について、賛成5反対1、議案第2号については、賛成5反対1となり、議案第1号、議案第2号ともに賛成多数となり、ともに原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、昨年12月議会において、職員の定年の段階的引き上げの決議を行いました。今回は福賀診療所医師を除外する旨を明記し、現行通り定年を65歳とし、役職定年制の特例任用を行うための特定管理監督職群、いわゆる役職定年制を超えた役職グループの設定を行うもので、昨日の一般質問でも回答はあったが、分かりやすく説明してほしいという意見もあり、執行部より、資料をもとに詳細な説明がありました。また、役場職員の仕事への意識や、縦割り体質の改善等要望があり、町長より約1年前ぐらいから朝礼のやり方を変えるなど、改善に向けた取り組みについて回答がありました。

慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、阿武町一般職職員等の旅費に関する条例の審議に入りました。

これは、これまで単独町政維持のため経費削減に務めてきたが、他市町と比較して支給内容に大きな開きがあり、それを是正するためのものです。改正のタイミングについて一件質問があり、執行部より適切な答弁がありました。慎重審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、Uターン時の定住促進のための条件を緩和するもので、慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号、阿武町お試しサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の審議に入りました。

これは、企業誘致促進事業の一環として、町内にテレワーク及びサテライトオフィス等の開設促進のための施設等の提供を行うもので、事業者が進出決定するまでのお試しの施設であり、正式に進出決定する際は、別に物件を斡旋す

るものです。現在の利用見込みや利用料金の内訳について質問があり、執行部より、それぞれ適切な答弁がありました。慎重に審議を行い、その他には質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号、阿武町まちの縁側拠点ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、阿武町まちの縁側拠点施設に、山口県より譲渡を受けた、遠岳キャンプ場を加え、それに伴い名称を変更したことによる改正であり、執行部より図面をもとに詳しい説明がありました。慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例について審議を行いました。

これは、4月からコミュニティーワゴンの運行を廃止し、各地区において、デマンド型交通の運行を開始するための改正で、運賃規定等を条例から削除し、運行時間、運賃を規則で定めるほか、予約による利用方法を新たに規定するものです。各地区相互の連携や、町民への告知方法についてなど質疑があり、執行部より詳しく説明がありました。慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その後、議案第9号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、いずれも町内の関連する保育施設の設備運営に関する利用者の安全基準の見直しに伴う改正でもあり、一括にて審議を行いました。

議案第9号について、現在の児童クラブの利用者数や、保護者の意見の集約方法について質問あり、執行部より実際に保護者の意見をもとに、お迎えの時間を午後6時から6時30分に延長したことなど、実績も踏まえた説明がありました。慎重に審議を行い、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは法改正に伴い、条例の条ズレ等を改正するためのもので、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、居宅型介護などの利用定員の変更による改正で、定員を減らすことになった経緯について質問があり、執行部より、夜間の職員数と利用者数等、介護報酬のバランスを考えた上での判断であると説明がありました。慎重に審議を行った後、原案のとおり可決すべきものに決しました。

次に、議案第 13 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、出産育児一時金の増額に伴う改正で、慎重審議の後、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 14 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、議案第 15 号、山口県市町総合組合、失礼しました、山口県市町総合事務組合の財産処分についての審議に入りました。

これは、周陽環境整備組合が3月 31 日をもって解散することによる変更であり、慎重に審議を行いました。特に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、発議第 1 号、阿武町議会の個人情報保護に関する条例の審議に入りました。

これは、令和5年4月より改正される、個人情報保護に関する法律の対象に議会が含まれないため、自治体ごとに新たに条例を制定するもので、委員1名より反対の意見とその理由について説明があり、それに対し、発議者より阿武町議会で扱う個人情報について、1,000 人以上の個人情報ファイル簿に当たるものが現在存在せず、今後も発生する可能性が極めて低いことや、ビッグデータの利用方法についても、災害時に各データを利用することで、人命救助に役立つこと、役立つ事例など、具体的な説明を含めた回答がありました。反対の意見もあったため、挙手にてお諮りしたところ、賛成5人、反対1人となり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 15 号及び発議第 1 号の 16 件についての、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。

○議長 質疑については、議会運営基準において、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないこととなっておりますので、質疑は行いません。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第 1 号から発議第 1 号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

○議長 それでは、何号議案に対し、反対か賛成かどちらの討論でしょうか。1番、米津高明君。

○米津議員 議案第 1 号と 2 号について、反対の立場で討論します。

○議長 ちょっと待ってください。討論はまだです。何号議案ですかと僕は聞いただけです。1号と2号ですね。

○議長 7番、市原 旭君。

○市原議員 私は1号議案に対して、賛成の立場で討論させていただきます。
1号議案です。

○議長 1号議案ですね。

○議長 6番、池田倫拓君。

○池田議員 私は発議第1号に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長 ただいま、米津議員から議案第1号、議案第2号に対する反対討論、市原 旭議員から議案第1号に対する賛成討論、池田倫拓議員から発議第1号に対する賛成討論の申し出がありましたので、最初に、反対討論の発言を許します。1番、米津高明君、ご登壇ください。

○米津議員 議案第1号と2号、両方についてですけれども、デジタル化という政府の掛け声で集められる膨大なデータについて、今のところ国は、プライバシーや人権の保護についての明確な基準を示していません。デジタル化社会科の名のもとに、国は国民の日々のデータを集め、このデータを企業活動に役立たせることとしています。よってこの条例改正案には反対します。以上です。

○議長 続いて、賛成討論の発言を許します。まず7番、市原 旭君、ご登壇ください。

○市原議員 7番、市原 旭でございます。私は、議案第1号、阿武町個人情報保護に関する法律施行条例について、賛成の立場から討論を行います。

執行部から、個人情報保護に関する全国的な共通ルールが定められたとの説明がありました。今回の新保護法は、デジタル社会の進展を見据えており、個人情報の取り扱いを官民をとおした共通のルール化に進めるものであります。

共通化によるメリットは、大変大きいものがあります。地方公共団体の個人の情報保護制度のあり方については、これまで自治体ごとの規定や、運用の相違、求められる水準を満たしていない自治体などにより、全国規模のデータの運用の支障となっているとの課題が指摘をされてきました。本条例の制定は、このような全国的な個人情報保護制度の見直しに対し対応したものであり、相応の合理性があると考えられます。

また、従来からある保護法の基準を踏襲しているものであり、本町における個人情報の適切かつ厳正な取り扱いが、引き続き確保されると感じるものであります。

一方で、個人情報ファイル簿の公開について、情報漏えいを危惧する指摘もあります。執行部の説明によると、ファイル簿の作成は1,000人以上であり、また、阿武町の規模を当てはめると、本町において、該当するようなケースは極めてわずかであろうといった説明でありました。

また、さらにそれらのデータは万が一そのような漏えいのケースがあった場合におきましても、きちんと匿名加工されているということでありました。つまり、特定の個人を識別できないように、例えば、もとの個人情報の一部を削

除したり、IDなどのように記号で置き換えを施すなどされているとのこと、それならば、直接の個人情報にはならないと思います。

今後、ますます進んでいくであろう情報化社会を見据えた上で、町民の権利保護を図り、それと同時に、一元化により実施機関の業務遂行を妨げることがないように、十分検討されたものと推測します。

今後とも、個人情報の有用性に配慮しつつ、新保護法の趣旨に基づき、個人の権利利益を保護するということを期待しております。

最後に、ビックデータの適切な利活用ができる環境の整備が、さらに加速することを期待しております。議員のみなさま方のご賛同を、何卒よろしく願います。以上、賛成討論といたします。

○議長 続いて、池田倫拓君、ご登壇ください。

○池田議員 私は、発議第1号、阿武町議会の個人情報の保護に関する条例に賛成の立場で討論を行います。

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、今回の改正に至りました。新保護法において、議会は国会や裁判所と同様に、その自律的な対応のもとで、個人情報の保護が図られることが望ましいという観点から、法律の適用外とされていることから、議会独自での個人情報の保護に関する条例を新規に制定するものです。一部に個人情報ファイル簿を公表することを不安視する声もありますが、執行部の説明によりますと、市町村や議会はいつから公表かの時期は未定であり、公表されていません。さらに、個人情報ファイル簿は、1,000人以上のデータからを公表とされています。つまり、阿武町議会で扱うデータ量からみて、個人情報ファイル簿の公表に至らないということを想定しています。

また、この条例の制定については、全国議長会が入念に検討した条例案を基に制作しております。全国のほとんどの地方議会がこの案を使っています。また逆に、本条例を制定しないと無法状態となり、議会の持つ個人情報は守ることができないこととなります。そんな無防備な法の空洞化の状態を作ることとは決して許されません。まさに、この条例の新規制定が必要不可欠であります。全会一致で可決となりますよう、何とぞご賛同のほど、よろしくお願いいたします。以上、賛成討論とします。

○議長 以上で討論を終わります。

○議長 これより採決を行います。議案は一議案ごとに行います。

まず、議案第1号、阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例についてお諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成6、反対1)

○議長 お下してください。挙手多数。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第2号、阿武町情報公開・個人情報保護審査会条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成6、反対1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第3号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、阿武町一般職職員等の旅費に関する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、阿武町お試しサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第7号、阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第9号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第10号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例を定める条例の、失礼しました、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第11号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第12号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第13号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報

告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 14 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 15 号、山口県市町総合事務組合の財産処分についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、発議第 1 号、阿武町議会の個人情報保護に関する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成 6、反対 1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって発議第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 から日程第 20 議案第 24 号まで

○議長 日程第 18、議案第 17 号から日程第 25、議案第 24 号までの 8 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは引き続き、議案第 17 号から議案第 24 号までの 8 件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第 17 号、令和 4 年度阿武町一般会計補正予算(第 6 回)の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を受けました。

2 款、総務費、7 項、企画総務費、8 目、企画振興費、7 節、報償費の U I

ターン奨励金等の近年の利用状況や、18 節の住宅取得補助金について、柳橋分譲地の販売状況や、今後の販売促進方法など4件の質問があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、老人福祉費の日帰り人間ドック委託料や、生活支援ハウス運営事業委託料について質問があり、後期高齢者医療対象の人間ドックの過去5年間の利用状況が、PRの甲斐もあり増加傾向にあることや、宇田郷地区のひだまりと福賀地区のいらお苑のデイサービス利用について、過去5年の利用状況など、執行部より適切な答弁がありました。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費で新型コロナワクチン接種の返還金について質疑があり、執行部より、令和2年3年度分のワクチン接種体制確保事業の補助金の精算に伴う返還である旨の答弁がありました。その他、6目、保健事業費、子育て支援包括センター費の出産子育て応援給付金について、すでに出産された方への申請方法と給付について質疑があり、執行部より、対象者は令和4年4月1日から令和5年2月28日の間に妊娠出産された方、また妊娠された方に対し、3月13日に申請書とアンケートを送付、また3月1日以降出産をされた方には、新生児訪問時に案内を行うとの答弁がありました。

続いて、6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業政策費の、がんばる農林水産業就業経営等支援補助金の減額理由について質疑があり、執行部より、原油価格等の値上がりに対し、農産物の販売価格は変わらないという厳しい状況で、対象者がなかったことによる減額との答弁がありました。

7款、商工費、1項、商工費、4目、地域内循環地方創生特別事業費の地域通貨の利用状況と今後の展望について質疑があり、執行部より社会実験としての運用であり、現在400名の利用見込みに対し、約200名の利用登録、登録利用があり、3月末の森・里・海の市でキャンペーンを行う。今後、その有効性を見極めながら普及を進めていく旨の回答がありました。

8款、土木費から11款、災害復旧費までは特に質疑はありませんでした。

次に、歳入の審議に入りましたが、こちらは特に質疑はなく、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号、令和4年度阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)、議案第19号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第4回)、議案第20号、令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)、議案第21号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)、議案第22号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)、議案第23号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)の6件につきましては、いずれも慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものに決しました。

続いて、議案第 24 号、令和 4 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)の審議に入り、繰越明許費について、繰越により集落排水事業に影響がないか質疑があり、執行部より、壊れた施設の修理ではなく、長寿命化のための工事であるため、その機能に影響はないとの回答がありました。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等、特別委員会に付託されました、議案第 17 号から議案第 24 号までの 8 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。質疑につきましては、先ほど同様に議会運営基準により行いません。続いて、討論に入ります。討論は議案第 17 号から議案第 24 号まで、一括して行います。一括して討論ありませんか。
(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。採決は一議案ごと行います。

まず、議案第 17 号、令和 4 年度阿武町一般会計補正予算(第 6 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成 6、反対 1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 18 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 4 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成 6、反対 1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 19 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 4 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 20 号、令和 4 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 21 号、令和 4 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成 6、反対 1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 22 号、令和 4 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 23 号、令和 4 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 24 号、令和 4 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 25 から日程第 33 議案第 32 号まで

○議長 日程第 26、議案第 25 号から、日程第 33、議案第 32 号までの 8 件を一括議題といたします。

まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、続いて、議案第 25 号から議案第 32 号までの 8 件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第 25 号、令和 5 年度阿武町一般会計予算の審議に入りました。歳出か

ら款ごとに質疑を行いました。

1 款、1 項、1 目、議会費 13 節、ペーパーレスシステム導入による経費削減効果について質疑があり、執行部より、年間約 65 万円の経費削減が見込めることなど適切な答弁がありました。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、2 目、財産管理費、14 節、旧駐在所跡地駐車場変更工事、駐在所移転からかなり時間が経つが、なぜこのタイミングなのか質疑がありました。執行部より、学校前の踏切改良工事の話もあり JR とも協議してきたが、金額はかなり高額になることが判明し、このタイミングとなったことなど、適切な答弁がありました。

7 目、総務企画費、14 節、地域おこし協力隊、住宅改修工事費は誰を対象にしたものか質疑があり、新年度募集する人員のためのもので、まだ誰が入るとか、具体的に決まっているわけではないとの答弁がありました。

そのほか、宇田郷地区・奈古地区のデマンド交通用の車両選定や、定住アドバイザーの人選や役割についての質問など、13 件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費で成年後見制度利用支援事業報償費について質疑があり、執行部より、中核機関としての相談窓口を令和 6 年度にスタートするため、研修などの準備するためのものという旨の答弁がありました。そのほか、障害福祉施設設計委託料について、どのような施設かという質疑があり、執行部より配布された資料をもとに、行政としての社会的使命や事業内容、対象者など、また、どのような補助金が適用できるか、施設利用者の家賃等施設整備費用に対して 10 年を目途に償還できるよう、令和 5 年度設計、令和 6 年度から運用予定であるとの答弁がありました。その他、児童福祉費の発達支援専任の保育士についてなど、3 件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、5 目、保健事業費、12 節、委託料、がん検診等委託料について、コロナワクチン接種時の利用で、使いにくかったことや、その改善について質疑があり、執行部より、検診時の混雑要望や日時の確認等、以前より使いやすいものになるようにしていくとの答弁がありました。

そのほか、带状疱疹ワクチンの予防接種について質疑があり、執行部より、水疱瘡発症者は带状疱疹にならないというものではなく、過去に水疱瘡にかかった方が、加齢とともに免疫力が落ちると発症することがあり、ひどくなると神経を傷つけ、神経痛を発症する可能性もあることや、その助成内容等答弁がありました。他 2 件の質疑があり、執行部より、それぞれ適切な答弁がありました。

次に、6 款、農林水産業費、3 項、水産業費、1 目、水産業政策費、18 節の

がんばる農林水産業就業経営等支援補助金について、この度、農業については、農業大学校への就学支援等拡充されたが、漁業はどうかという質疑があり、執行部より、通学年数の違いや卒業後の進路等考慮した結果、漁業就業につながる可能性が低く、適切でないとの答弁がありました。

2目、林業費 18 節の林業整備地域活動支援交付金の内容について質疑があり、執行部より、経営計画を立てた事業体を対象としたもので、作業内容と対象面積の内訳について答弁がありました。

そのほか、農業関係で一件、林業関係で一件、漁業関係で一件の質問があり、執行部より、それぞれ適切な御答弁がありました。

7款、1項、商工費、1目、商工政策費、1節、消費生活相談専門員について質疑があり、特殊詐欺等のトラブルに対応するもので、最近難しい案件も増えており、専門の相談員に対応してもらう必要があるため、との説明がありました。また、2目、観光費 14 節の西台展望台設置工事の詳しい内容について質疑があり、執行部より、西台の牧歌的な風景を眺めるため、さらに適した場所に展望台を立てることを考えているとの説明が終わりました。また、福賀飛行クラブなど、他の利用者の話も聞きながら、場所選定などした方が良いとの話もあり、執行部よりそのように行う旨の答弁がありました。その他商工費に関して、5件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費で、空き家対策等補助金の内容について質疑があり、執行部より、令和元年より町内の危険家屋等の調査並びに関係者へ、危険回避のための改修撤去等の交渉を行っておりますが、家屋解体には多額の費用もかかるため、なかなか撤去が進まない現状があり、このたび、国の補助金を活用した新規事業を行う旨の答弁がありました。その他、2項、道路橋梁費、2目、橋梁費、水車橋橋梁補修設計業務委託料や、1目、道路費の舗装点検業務委託料、舗装長寿命化計画策定委託料に関して、内容や対象となる道路、今後の計画を問う質問があり、執行部より、水車橋については、橋の鉄ゲタの塗装にPCBという有害な化学物質が使われており、法律により、令和8年度中にPCBを撤去しなくてはならないため、先行して工事を行う。また、道路補修に関しては、令和6年度より補助事業を利用して計画的に改修を行うための調査であり、当面は、町の基幹道路を予定している。それ以外に、小さな補修や、明らかに危険な場所については、今までどおり対応していくとの答弁がありました。その他、支障木伐採工事など4件の質問があり、それぞれ丁寧な答弁がありました。

9款、1項、1目、消防費、14 節の消火栓新設工事について、設置場所に関して質疑があり、執行部より、上郷に2ヶ所予定しており、防火水槽の設置はあるが、消防団協力隊が初期消火を迅速に行うには、消火栓がないと水が出せないため、この度設置を行うとの答弁がありました。その他、2件の質問があ

り、それぞれ執行部より、詳しい答弁がありました。

10 款、教育費、2 項、小学校費、3 項、中学校費の1 目、学校管理費、14 節、工事請負費、校舎内外修繕工事の内容について、それぞれ質問があり、執行部より、福賀小学校の雨漏りの修理等丁寧な答弁がありました。他、学校教育関係、社会教育関係で、3 件の質疑があり、執行部より、それぞれ丁寧な答弁と新年度に予定している町民センターの図書コーナーを中心とした改修事業について、図面とイメージ写真をもとに、詳細な説明がありました。

なお、11 款、災害復旧費から 14 款、予備費までは質疑はありませんでした。

続いて、歳入の審議に入りました。歳入に関して質疑はなく、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 26 号、令和5 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括で質疑を受けました。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 27 号、令和5 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括にて質疑を受け、慎重に審議を行った末、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 28 号、令和5 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括にて質疑を受け、慎重に審議を行った後、原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第 29 号、令和5 年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入りました。それぞれ歳入歳出にて質疑を受けました。歳入に関して、全国的に介護保険料が上がる傾向にあるが、阿武町では基金を繰り入れて保険料を抑えるようにしているが、今後どうなっていくのかという質疑があり、執行部より、保険料については3 年ごとに見直しが行われるが、令和4 年、令和5 年と基金取り崩しを行うと、基金残高もほぼなくなってしまい、介護保険の利用状況にもよるが、令和6 年度より保険料が上がる可能性が高いという答弁がありました。他には質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 30 号、令和5 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括にて質疑を受け、慎重に審議を行いました。特に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 31 号、令和5 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括にて質疑を受けました。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 32 号、令和5 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。こちらも歳入歳出一括にて質疑を受け、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された、議案第 25 号から議案第 32

号までの8件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。

質疑については、議会運営基準により行いません。

続いて討論に入ります。討論は議案第25号から議案第32号まで一括して行います。一括して討論ありませんか。

○議長 米津高明君、何号議案ですか。

○米津議員 議案25、26、29です

○議長 賛成反対。

○米津議員 反対です。

○議長 他に討論ありませんか。

○議長 それでは、議案25、26、29ですね。それでは反対討論を許します。

米津高明君、ご登壇ください。

○米津議員 それでは、議案第25、26、29の反対討論を行います。

当初予算に対する反対討論ですが、開発などの新規事業などを優先するのではなく、町民目線に立った、もっと町民のための予算、まずは町民の暮らしを重点にした予算にすべきではないかということで、当初予算案には反対をします。

次に26号議案ですが、国保予算案に対する反対討論でして、私が常々いっています、国保税の負担は、町民の方にとってはやはりかなり重いものです。何とか低くする努力も、特に私がいつもいっているような基金がある、そういった面から下げる努力をするのが町の役目であり、今回の予算は、そういう意味では引き下げ等が図られていないので反対をします。

次に25号議案ですが、これは介護保険、内容的には国保と同じ様なんですが、やはり高すぎる介護保険、これを何とか町の努力で低くしていく、こういったのが町としての役目ではないかということで、そういう意味では考慮されていないということで賛成はできません。はい。以上です。

○議長 最後にいわれたのが25号といわれましたが。

○米津議員 申し訳ありません、最後の議案は最後の介護保険は、議案第29号です。はい。お詫びして訂正をいたします。

○議長 他に討論ありますか。

○議長 これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第25号、令和5年度阿武町一般会計予算についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成6、反対1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 26 号、令和 5 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成 6、反対 1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 27 号、令和 5 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 28 号、令和 5 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 29 号、令和 5 年度阿武町介護保険事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」賛成 6、反対 1)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 30 号、令和 5 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 31 号、令和 5 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 32 号、令和 5 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予

算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで全員協議会のため、暫時休憩します。資料をもって委員会室へお願いします。全員協議会は3時25分から行います。

休憩開始／15時25分

会議再開／16時00分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、ただいまより町長があいさつを行います。

○町長(花田憲彦) 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、議員各位におかれましては、今期定例会にご提案を申し上げました、令和5年度一般会計、他各会計の当初予算を含む各議案につきまして、慎重かつ活発なご審議をいただき、いずれも原案どおりご可決いただき、誠にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

特に、令和5年度の一般会計予算につきましては、これまで実施してきたまち作り懇談会をはじめ、各種のカジュアルトークなどで出た町民のみなさまからのご意見を拾い上げ、また現下の情勢や、市町の施策の動向等も踏まえた中で、かなりの本数の新規施策や、実情に即した既存施策の拡充等も行ったわけでございます。

また、議員各位には、定例会の一般質問、あるいは議案審議を通じて、多くのご提言等もいただいたところであり、前向きに検討するとお答えしたものの、また現時点では難しく、また今後の課題としたいというふうにお答えしたものもありますが、いただいたご提言等は貴重な意見として受けとめて、例えば現時点では難しいものであっても、社会情勢や他市町の動向等の中で、今後実施するようなことになる施策もあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、貴重なご提言をいただいたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

コロナにつきましては、ある程度収束に向かっているとはいいまでも、まだまだ予断を許さない状況でありますので、当面は予定されております、高齢者や基礎的疾患をお持ちの方、さらには、医療や介護関係の従事者等への第6回目のワクチン接種が、個別接種を5月上旬から、そして集団接種を6月下旬から実施することになりますので、遺漏のないようしっかりと準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、これと並行して、電気や燃油等を含む物価高騰による家計の負担増大や、経済への悪影響に対する対策であります。ここにきて、国の施策の一部が報道されておりますが、議会でも申し上げましたように、そういった国の施策、そして県の施策などをしっかりと把握・確認するとともに、場合によっては、町独自の施策等も講じる等、厳しい家計あるいは町の経済の立て直しに最善の努力を尽くす所存でございます。

こうした中、もう半月で新年度、令和5年度を迎えようとしておりますが、議員各位におかれましては、引き続き町の事業の執行につきまして、特段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、この場をお借りして、実は特別委員会の際に若干申し上げましたが、議会参与として長い間お世話になりました、小野宇田郷支所長がこの3月末をもって定年退職になります。申すまでもなく、小野支所長につきましては、ベテラン職員として仕事に精通しており、私も全幅の信頼を置いていたところであります。これからまた新たな人生のステージへの門であり、ぜひその新たなステージの中で、本町の発展のために、引き続きご尽力いただけたらというふうに思っております。

そして、同じ昭和37年生まれ組の水津戸籍税務課長、そして、野原農林水産課長、及び近藤出納室長につきましても、一応3月末をもって定年となるわけですが、4月の1日からは再任用という形で、今現在役職についてはどうなるかということは申し上げる段階ではありませんが、引き続き、再任用の職員として、町政の執行に尽力をしていただくこととしておりますので、この場をお借りしまして、紹介をさせていただきます。

いずれにいたしましても、令和4年度、今日が最後の議会になりますけれども、いろいろお世話になりました、ありがとうございました。

そしてまた、令和5年度からも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

○議長 閉会にあたり、私の方からも一言ごあいさつを申し上げます。

3月2日からはじまりました、令和5年第1回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のお陰で、16日間の日程を本日をもって閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

先ほど可決されました、令和5年度一般会計予算、並びに7つの特別会計予算、総額47億2,837万3,000円によって、これから1年間阿武町のまちづくりを進めていくわけですが、子育てを応援し、産業や福祉を未来に繋げる良さというふうに名前がついております。それぞれの計画に基づき、それぞれの施策は図られることと思っておりますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んでいただきたいと思います。

我々議会といたしましては、執行部の予算執行に十分目配りをしていきたい

と思っております。単独町制の阿武町には、少子高齢化、人口減少などの人口問題や諸問題が山積しております。しかし、その中で我々は、地方創生をしっかりと成し遂げていかなければなりません。夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化のまち阿武町、そして、選ばれるまち阿武町を次の世代につなぐためにも、しっかりとまちづくりをしていかななくてはならないと思うところであります。

議員各位におかれましても、しっかりとご尽力を賜りますようお願いいたしますとともに、みなさま方の更なるご活躍とご多幸を祈念申し上げまして、甚だ簡単であります。令和5年第1回阿武町議会定例会の閉会のあいさつといたします。

○議長 以上で、3月2日から本日までの16日間の全日程を終了しました。

これにて、令和5年第1回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼。お疲れ様でした。

閉会 16時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 市 原 旭

阿武町議会議員 米 津 高 明